

## 制限回数を超える医療行為について（論点整理）

### （現状）

制限回数を超える医療行為については、患者の選択肢を拡げ、利便性を向上する観点から、保険給付との併用を認めることについて厚生労働大臣と規制改革担当大臣の間で合意され、患者の切実な要望に的確に対応できるよう検討が行われている。

現在、診療報酬調査専門組織・医療技術評価分科会において、中医協基本問題小委員会からの付託により検討中。

### （制限回数を超える医療行為について）

以下の論点があると考えられるがどうか。

#### 1 制限回数を超える医療行為について、医療上の必要性から実施される可能性がある項目

医学的根拠が明確なものについては保険導入の可否について検討することとなるが、実際の保険導入までには時間を要することから、当面の対応として保険給付との併用を認めることについてどう考えるか。

#### 2 制限回数を超える医療行為について医療上の必要性が少ない項目

医療上の必要性は少ないものの患者のニーズがある可能性があることから、患者のニーズに的確に対応する観点から、保険給付との併用を認めることとすることについてどう考えるか。

#### 3 制限回数を超える医療行為について医療上の必要性がない項目

医療上の必要性がない項目については、患者のニーズもほとんどないと考えられることから、保険給付との併用を認める項目とはしないことについてどう考えるか。また、当該項目についても患者のニーズが存在する可能性があることから、定期的にフォローアップを行うこととしてはどうか。

#### 4 悪影響が懸念される項目

医療上の悪影響が懸念される項目については、保険給付との併用については認めないこととしてはどうか。

- 5 設定趣旨から、そもそも制限回数を超えることが想定されない項目  
一連の医療行為について評価されている項目、包括されて評価されている  
項目等、診療報酬設定の趣旨からそもそも制限回数を超えることが想定され  
ない項目については、保険給付との併用を認めないこととしてはどうか。